

## 予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：交通対策費

### 事業名 地域公共交通DX支援アドバイザー派遣事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部都市公園整備局 公共交通課 地域交通係 電話番号：058-272-1111(内4936)

E-mail：c11134@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 600 千円 (前年度予算額：1,016 千円)

#### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費   | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |       | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 1,016 | 1,016      | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 0          |
| 要求額 | 600   | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 600        |
| 決定額 | 600   | 600        | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 0          |

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・地域公共交通の維持・確保は、交通手段を持たない交通弱者(高齢者、青少年等)にとって必要不可欠
- ・加えて、地域公共交通は、環境負荷や交通事故の低減、外出による健康増進、観光客の移動手段など、多面的な効果(クロスセクター効果)を有しており、将来にわたって地域社会を維持・活性化していく上でも重要・少子高齢化の進展やコロナ禍での移動制限等により、市町村自主運行バスをはじめとする地域公共交通施策に要する費用負担が年々増加傾向
- ・一方、県内市町村における当該施策の推進体制は人的に不十分(他業務を兼務する市町村職員が半数)
- ・県内市町村に対し、専門家(地域公共交通DX支援アドバイザー)の派遣し、地域公共交通施策の充実・見直しを支援する。

### (2) 事業内容

希望市町村に対し、地域公共交通DX支援アドバイザーを派遣し支援

- ・地域公共交通におけるデジタル化(GTFSの作成、AI等の新技術導入)対応支援(1つのテーマにつき、派遣回数の上限を3回とする)

### (3) 県負担・補助率の考え方

県10/10（県全体の広域的な観点で支援が必要な事業であるため）

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額  | 事業内容の詳細   |
|------|-----|-----------|
| 報償費  | 351 | アドバイザー派遣  |
| 旅費   | 229 | 費用弁償、職員旅費 |
| 役務費  | 20  | 電話代、郵送代   |
| 合計   | 600 |           |

### 決定額の考え方

財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

## 4 参考事項

### (1) 国の状況

第2次交通政策基本計画（2021年5月28日）

目標②：交通分野のデジタル化の推進と産業力の強化

○交通サービスの持つ公共的性質に着目すると、交通関連データは社会の共有財産であるという側面を持つ。このため、交通関連データのオープン化やほかの関連事業での利活用の拡大等により、利用者利便の向上につながる新サービス創出が促進されるよう、国は、データを保有する事業者へ積極的に働きかける。

○MaaSの円滑な普及に向けた基盤づくりとして、「標準的なバス情報フォーマット」等による交通関連情報のデータ化・標準化や、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」を活用したデータの連携や利活用の促進に向け、事業社等に対する積極的な働きかけ等に取り組む。

### (2) 後年度の財政負担

今後とも、市町村に対し、人的な支援の継続が必要

### (3) 事業主体及びその妥当性

県（県全体の広域的な観点で支援が必要な事業であるため）

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内市町村に対し、専門家（地域公共交通支援アドバイザー）派遣し、令和8年度まで（県地域公共交通計画期間）に市町村における地域公共交通施策の充実・見直しを支援する。

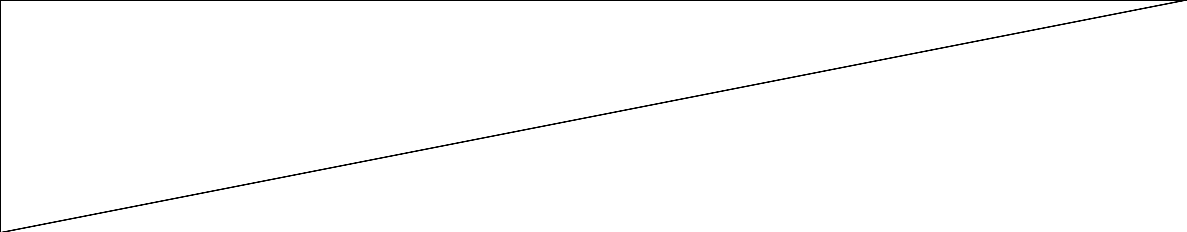
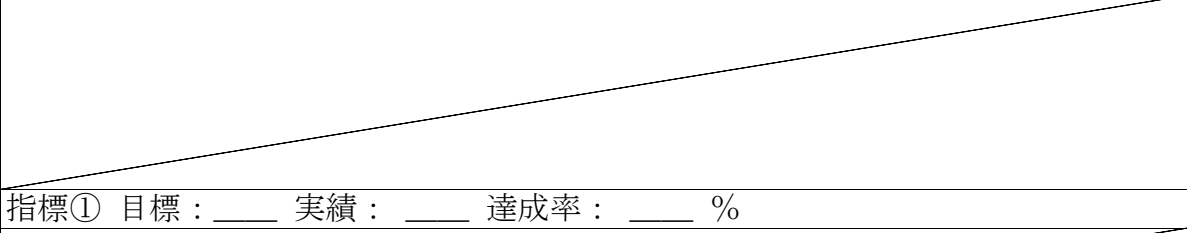
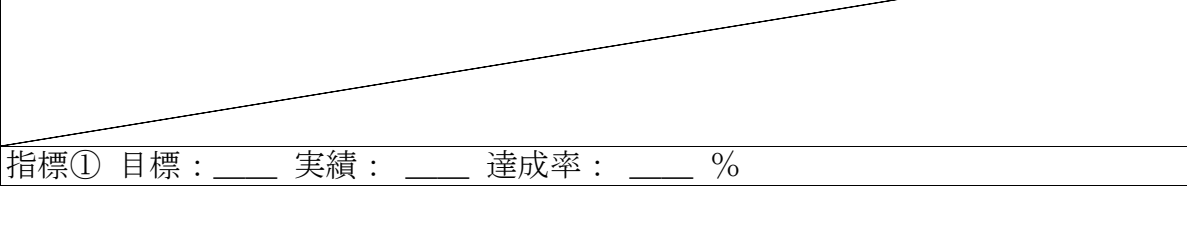
### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前<br>(R) | R2年度<br>実績 | R3年度<br>目標 | R4年度<br>目標 | 終期目標<br>(R) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| ①   |              |            |            |            |             |     |

### ○指標を設定することができない場合の理由

県内市町村の地域公共交通施策の現状・要望に応じアドバイザーを派遣するものであり、成果を定量的に表すことが困難であるため

### （これまでの取組内容と成果）

|       |   |
|-------|---|
| 令和2年度 |  <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p> |
| 令和3年度 |  <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p> |
| 令和4年度 |  <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p> |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|  |  |
|--|--|
| <b>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)</b><br>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない   |  |
| (評価)<br>3  | 新モビリティサービスの導入は、高齢者の交通手段の確保など、顕在化する課題への対策として一つの役割を担っているため、事業の必要性は高い。    |
| <b>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)</b><br>3：期待以上の成果あり<br>2：期待どおりの成果あり<br>1：期待どおりの成果が得られていない<br>0：ほとんど成果が得られていない |  |
| (評価)<br>3  | 複数の市町村が地域公共交通のデジタル化の必要性を認識しており、支援を継続することで県内の公共交通サービスの利便性の向上につながると思われる。 |
| <b>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)</b><br>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている   |  |
| (評価)<br>2  | 県内市町村に対して補助対象事業の実施予定の聞き取りを行うことで、今後の見通しを立てている。                          |

### (今後の課題)

|  |
|--|
| <b>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</b><br>既存の公共交通サービスを維持するためには、公共交通機関の利用促進や運行の効率化等により、公共交通事業の収支の改善を図り、財政負担の拡大を防ぐ必要がある。 |
|--|

### (次年度の方向性)

|   |
|---|
| <b>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b><br>市町村の取組を促進するには、継続した支援が必要。 |
|---|